

別表第2 (第5条関係)

区域外就学許可基準

区分	許可要件	許可期間	添付書類等
1 転出に関する理由	市外に転出後、引き続き転出前の学校に就学を希望する場合 (ア) 小学校1~4年生、 中学校1年生	学期末まで	
	(イ) 小学校5~6年生、 中学校2~3年生	卒業まで	
2 転入予定に関する理由	転居が確実で、転居予定地の通学区域の学校への就学を希望する場合	転入日まで	転入先が確認できるもの(建築確認書、購入又は賃貸者契約書の写し)
3 区域外就学許可区域	教育委員会が別に定める区域	卒業まで	
4 個別事情に関する理由	兄弟姉妹が同時に在籍し、通学や家庭の利便性を考え、同一学校に通学させることが適当と認められる場合	卒業まで	
5 その他の特別な理由	特別の事情があると教育委員会が認めた場合	卒業まで	

(注意)

- ・ 小学校の区域外就学が卒業まで認められる場合でも中学校は居住地の指定学校に通学することとなります。
- ・ 虚偽の理由による不正な区域外就学が判明した場合は、居住地の指定校に転校していただくこととなります。
- ・ 中学校における許可区域での区域外就学については、該当する小学校を卒業した場合のみ許可します。
- ・ 児童・生徒の通学の安全面についても確認させていただきます。